

業務規程細則新旧対照表

(下線部は改正箇所を示す。)

新	旧	備考
第 1 章 総則 (定義) 第 1 条 (略) 一～七 (略) 八 <u>最新債権情報開示 電子記録の記録事項のうち 請求時点の債権の金額、支払期日等（分割記録の 予約後の記録番号および債権金額を含む）、債務 者、債権者、電子記録保証人の情報を開示内容と する開示をいう。</u> 九 <u>全部開示 電子記録の記録事項のうち次に掲げ る記録を除くすべての記録を開示内容とする開示 をいう。</u> ① <u>直近の譲渡記録以外のすべての譲渡記録</u> ② <u>訂正および回復の記録</u> ③ <u>発生記録における特定記録機関変更記録以外の 記録機関変更記録をしない旨の記録</u> ④ <u>業務規程細則に定める特定記録機関変更記録お よび変更後債権記録に対する変更記録</u> 第 2 条～第 3 条 (略) 第 2 章 当会社の業務等 (業務時間および営業日等) 第 4 条 規程第 5 条に規定する業務時間は、午前 9 時 から午後 3 時までの時間とする。<u>ただし、でんさい ライトによる電子記録の請求または開示に関する業</u>	第 1 章 総則 (定義) 第 1 条 (略) 一～七 (略) 第 2 条～第 3 条 (略) 第 2 章 当会社の業務等 (業務時間および営業日等) 第 4 条 規程第 5 条に規定する業務時間は、午前 9 時 から午後 3 時までの時間とする。	・(細則第 1 条第 8 号および第 9 号) 用語の追加 ・(細則第 4 条第 1 項ただし 書) でんさいライトのサー

新	旧	備考
<u>務時間は、午前 8 時から午後 7 時までとする。</u> 2 ～ 4 （略） 第 3 章 利用者 第 5 条～第 6 条 （略） <u>（でんさいライトを利用する場合における決済口座に係る制限）</u> <u>第 6 条の 2 利用者が、でんさいライトの利用契約を締結する場合には、1 利用契約ごとに単一の決済口座を定めなければならない。</u> 第 7 条～第 12 条 （略） 第 4 章 電子記録通則 第 13 条～第 16 条 （略） 第 5 章 電子記録の請求および記録に関する事項 （発生記録の請求の方法等） 第 17 条 1 ～ 6 （略） 7 規程第 30 条第 2 項第 1 号に規定する範囲は、<u>でんさいライトの利用者を債務者とする請求を行う場合は 1 円以上 100 万円以下、その他の場合は 1 円以上 100 億円未満とする。</u> 8 ～ 10 （略） 第 18 条～第 22 条 （略）	2 ～ 4 （略） 第 3 章 利用者 第 5 条～第 6 条 （略） （新設） 第 7 条～第 12 条 （略） 第 4 章 電子記録通則 第 13 条～第 16 条 （略） 第 5 章 電子記録の請求および記録に関する事項 （発生記録の請求の方法等） 第 17 条 1 ～ 6 （略） 7 規程第 30 条第 2 項第 1 号に規定する範囲は、1 円以上 100 億円未満とする。 8 ～ 10 （略） 第 18 条～第 22 条 （略）	ビス提供時間の追加 ・（細則第 6 条の 2）でんさいライト利用の場合の決済口座に係る制限を反映。 ・（細則第 17 条第 7 項）でんさいライトにより請求する場合の債権金額の範囲を反映。

新	旧	備考
3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の<u>利用契約</u>に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。 4～5 (略) (債権者請求方式における請求の予約) 第 34 条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の<u>利用契約</u>に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。 2 (略) 3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の<u>利用契約</u>に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。 4 (略) 5 第 1 項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、<u>利用契約</u>に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。 6～7 (略)	3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。 4～5 (略) (債権者請求方式における請求の予約) 第 34 条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。 2 (略) 3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。 4 (略) 5 第 1 項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。 6～7 (略)	・(細則第 33 条第 3 項) 同上 ・(細則第 34 条第 1 項) 同上 ・(細則第 34 条第 3 項) 同上 ・(細則第 34 条第 5 項) 同上

新	旧	備考
第6章 電子記録雑則 第35条～第36条 (略) 第7章 でんさいの決済 第37条～第42条 (略) 第8章 でんさいの支払不能処分制度 第43条～第55条 (略) 第9章 電子記録の記録事項等の開示 (債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 (略) 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 <u>次に掲げる方法</u> ① <u>最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</u> ② <u>全部開示 窓口金融機関が定める方法</u> 二 (略) 三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u> ① (略) ② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 <u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録</u>	第6章 電子記録雑則 第35条～第36条 (略) 第7章 でんさいの決済 第37条～第42条 (略) 第8章 でんさいの支払不能処分制度 第43条～第55条 (略) 第9章 電子記録の記録事項等の開示 (債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 (略) 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 <u>窓口金融機関が定める方法</u> 二 (略) 三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u> ① (略) ② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 <u>窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</u>	・(細則第56条) でんさいライト利用の場合、でんさいライトにより最新債権情報開示の請求受付・開示および定例発行分の残高証明書の受付を行うことを反映。

新	旧	備考
する方法 ③定期的な基準日を指定する場合 <u>でんさいライ</u> <u>トによる請求の場合はでんさいライトを通じ</u> <u>て、それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、</u> <u>利用者データベースに定期的な基準日を登録す</u> <u>る方法</u> 3 前項第 1 号に掲げる通常開示の請求は、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる者およびその 相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処 分をする権利を有する者でなければすることができ ない。この場合において、<u>でんさいライトによる請</u> <u>求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対</u> <u>し、それ以外の場合は窓口金融機関に対し、次に掲</u> <u>げる情報を提供しなければならない。</u> 一 開示の請求をする者の情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 4～5 (略) 6 第 2 項第 3 号②および③に掲げる残高の開示の請 求は、<u>でんさいライトによる請求の場合はでんさい</u> <u>ライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は</u> <u>窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してし</u> <u>なければならない。</u> 一～三 (略) 7 (略) 8 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の 各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定め る方法とする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 <u>次に掲げる方</u> <u>法</u> ① <u>最新債権情報開示 でんさいライトによる請</u> <u>求の場合はでんさいライトのウェブ画面に表</u> <u>示する方法、それ以外の場合は窓口金融機関</u> <u>が定める方法</u>	③定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関 を通じて、利用者データベースに定期的な基準 日を登録する方法 3 前項第 1 号に掲げる通常開示の請求は、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる者およびその 相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処 分をする権利を有する者でなければすることができ ない。この場合において、窓口金融機関に対し、次 に掲げる情報を提供しなければならない。 一 開示の請求をする者の情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 4～5 (略) 6 第 2 項第 3 号②および③に掲げる残高の開示の請 求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供 してしなければならない。 一～三 (略) 7 (略) 8 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の 各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定め る方法とする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 <u>窓口金融機関</u> <u>が定める方法</u>	

新	旧	備考
② <u>全部開示 窓口金融機関が定める方法</u> 二～三 (略) 9 (略) 第 57 条～第 58 条 (略) 第 10 章 雑則 第 59 条～第 61 条 (略) 附則 (施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2013 年 2 月 4 日から施行する。 附則 (西暦 2014 年 1 月 1 日改正) (施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2014 年 2 月 24 日から施行する。 附則 (西暦 2016 年 4 月 18 日改正) (施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2016 年 4 月 18 日から施行する。 附則 (西暦 2017 年 4 月 1 日改正) (施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2017 年 4 月 1 日から施行する。 附則 (西暦 2019 年 7 月 8 日改正) (施行期日)	二～三 (略) 9 (略) 第 57 条～第 58 条 (略) 第 10 章 雑則 第 59 条～第 61 条 (略) 附則 (施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2013 年 2 月 4 日から施行する。 附則 (西暦 2014 年 1 月 1 日改正) (施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2014 年 2 月 24 日から施行する。 附則 (西暦 2016 年 4 月 18 日改正) (施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2016 年 4 月 18 日から施行する。 附則 (西暦 2017 年 4 月 1 日改正) (施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2017 年 4 月 1 日から施行する。 附則 (西暦 2019 年 7 月 8 日改正) (施行期日)	

新	旧	備考
第1条 この細則は、西暦 2019 年 7 月 8 日から施行する。 附則（西暦 2023 年 1 月 10 日改正） （施行期日） 第1条 この細則は、西暦 2023 年 1 月 10 日から施行する。 <u>附則（西暦 2024 年 11 月 18 日改正）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 この細則は、西暦 2024 年 11 月 18 日から施行する。</u> 【別表 1】～【別表 4】 （略）	第1条 この細則は、西暦 2019 年 7 月 8 日から施行する。 附則（西暦 2023 年 1 月 10 日改正） （施行期日） 第1条 この細則は、西暦 2023 年 1 月 10 日から施行する。 【別表 1】～【別表 4】 （略）	・（附則）改正の施行期日の追加

以 上